

議第 38 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 12 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 2（備考の部分を除く。）中「適合証」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。）が作成した法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。
- 2 「住宅性能評価書」とは、品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合していることを示すものに限る。）の写しをいう。

別表第 6 の 3 を次のように改める。

別表第 6 の 3（第 2 条関係）

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「法」という。）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性	特定建築行為（法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）をしようとする建築物の工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、冷蔵冷凍倉庫、定温倉庫、データセンタの用途に供する部分（以下この表において「工場等部分」という。）の床面積	ア 工場等部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	27,000 円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号口の基準（以

判定

の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限る。以下この表において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額

下「モデル建築物消費性能基準」という。）に適合している場合にあっては 2,000円)

イ	工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 44,000円)
---	--	---

ウ	工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 112,000円)
---	--	---

エ	工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては 169,000円)
---	---	---

オ	工場等	219,000円
---	-----	----------

<p>部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>(モデル建築物消費性能基準に適合している場合には210,000円)</p>
<p>カ 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>271,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には260,000円)</p>
<p>キ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>268,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には102,000円)</p>
<p>ク 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>433,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には172,000円)</p>
<p>ケ 工場等以外の部分の床面積</p>	<p>619,000円 (モデル建築物消費性能基</p>

積の合計 が2,000 平方メ ートル以 上5,000 平方メ ートル未 満のもの	準に適合して いる場合に あっては278,000 円)
コ 工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が5,000 平方メ ートル以 上10,000 平方 メートル 未満の もの	762,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては363,000 円)
サ 工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が10,000 平方 メートル 以上25,000 平方 メートル 未満の もの	901,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては437,000 円)
シ 工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が25,000 平方 メートル 以上のも	1,028,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては512,000 円)

2 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更した建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築物の行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	の	
		ア 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	14,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には11,000円)
		イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には22,000円)
		ウ 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には56,000円)
		エ 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には85,000円)

オ	工場等 部分の床 面積の合 計が10, 000平 方メー トル以 上2 5,000 平方メ ートル未 満の もの	110,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては105,000円)
カ	工場等 部分の床 面積の合 計が25, 000平 方メー トル以 上の もの	136,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては130,000円)
キ	工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が300 平方メ ートル未 満の もの	134,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては51,000円)
ク	工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が300 平方メ ートル以 上2, 000平 方メ ートル未 満の もの	217,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては86,000円)
ケ	工場等 以外の部	310,000円 (モデル建築

分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	物消費性能基準に適合している場合には139,000円)
コ 工場等以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	381,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には182,000円)
サ 工場等以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	451,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には219,000円)
シ 工場等以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル	514,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合には256,000円)

		以上のもの	
3 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置若しくは改修（以下この項において「新築等」という。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円 （誘導基準適合図書がある場合は5,000円）
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円 （誘導基準適合図書がある場合は5,000円）
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物に係る認定を受けようとする住戸の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、第4号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。	ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円 （誘導基準適合図書がある場合は11,000円）
		イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	136,000円 （誘導基準適合図書がある場合は23,000円）
		ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,	233,000円 （誘導基準適合図書がある場合は53,000円）



	000平方メートル未満のもの	
	エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	334,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は95,000円)
(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等を行おうとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物に係る認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。	ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	270,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は11,000円、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において「非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合」という。)にあっては103,000円)
	イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上	437,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は31,000円、非住宅建築物の

上2,000平方メートル未満のもの	モデル建築物 誘導基準に適合している場合 にあつては 173,000円)
ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	624,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 95,000円, 非住宅建築物 のモデル建築物 誘導基準に適合している場 合にあつては 280,000円)
エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	769,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 151,000円, 非住宅建築物 のモデル建築物 誘導基準に適合している場 合にあつては 366,000円)
オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	909,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 191,000円, 非住宅建築物 のモデル建築物 誘導基準に適合している場 合にあつては 440,000円)
カ 非住宅部分の床	1,037,000円 (誘導基準適

	面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	合図書の提出がある場合は238,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合においては517,000円)
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合においては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は11,000円)
	イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	136,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は23,000円)
	ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	233,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は53,000円)
	エ 住戸の床面積の合計が5,000平方	334,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は

方メートル以上のもの	95,000円)
オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	270,000円 (誘導基準適合図書が提出がある場合は11,000円、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合している場合又は第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において「モデル建築物誘導基準に適合している場合」という。)にあつては103,000円)
カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	437,000円 (誘導基準適合図書が提出がある場合は31,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては17

	満のもの	3,000円)
キ	非住宅 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	624,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 95,000円, モデル 建築物誘導基準に適合 している場合 にあつては 28 0,000円)
ク	非住宅 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	769,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 151,000円, モデル 建築物誘導基準に適合 している場合 にあつては 36 6,000円)
ケ	非住宅 部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	909,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 191,000円, モデル 建築物誘導基準に適合 している場合 にあつては 44 0,000円)
コ	非住宅 部分の床面積の合計が25,000平方メートル	1,037,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 238,000円, モデル 建築物誘

		ル以上のもの	導基準に適合している場合 にあつては 517,000 円)
4 法第 3 1 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	20,000 円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 3,000 円)
		イ 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,000 円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 3,000 円)
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が前号に掲げる場合以外の住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、第 4 号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。	ア 住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	41,000 円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 6,000 円)
		イ 住戸の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,000 円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 12,000 円)
		ウ 住戸の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方	117,000 円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 27,000 円)

	方メートル未満のもの	
	エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	167,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は48,000円)
(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計のAからCまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。	ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	135,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は6,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては52,000円)
	イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	219,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は16,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては87,000円)
	ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方	312,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は48,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適

	メートル未満のもの	合している場合にあつては140,000円)
	エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	385,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は76,000円, 非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては183,000円)
	オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	455,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は96,000円, 非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては220,000円)
	カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	519,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は119,000円, 非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては259,000円)
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつ	ア 住戸の床面積の合計が300平方	41,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は



<p>ては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	メートル未満のもの	6,000円)
	イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,000円 （誘導基準適合図書がある場合は12,000円）
	ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000円 （誘導基準適合図書がある場合は27,000円）
	エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	167,000円 （誘導基準適合図書がある場合は48,000円）
	オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	135,000円 （誘導基準適合図書がある場合は6,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては52,000円）

カ	非住宅 部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	219,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 16,000円,モデル建 築物誘導基準に適合 している場合 にあつては8 7,000円)
キ	非住宅 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	312,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 48,000円,モデル建 築物誘導基準に適合 している場合 にあつては14 0,000円)
ク	非住宅 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	385,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 76,000円,モデル建 築物誘導基準に適合 している場合 にあつては18 3,000円)
ケ	非住宅 部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000	455,000円 (誘導基準適合図書 の提出がある場合は 96,000円,モデル建 築物誘導基準に適合 している場合

			平方メートル未 満のもの	にあつては 22 0,000 円)
			コ 非住宅 部分の床 面積の合 計が 25, 000 平 方メー トル以上 のもの	519,000 円 (誘導基準適 合図書の提出 がある場合は 119,000 円, モ デル建築物誘 導基準に適合 している場合 にあつては 25 9,000 円)
5 法第 30 条第 2 項 (法第 31 条第 2 項の規定 において準用す る場合を含む。) の規定に基づき 建築物エネルギー 消費性能向上 計画が建築基準 法第 6 条第 1 項 に規定する建築 基準関係規定に 適合するかどうか の審査 (次項 において「基準 適合審査」とい う。)を受ける 旨の申出 (次項 において「当該 申出」という。) がなされた場合 の審査	建築物の 床面積の合 計 (大規模 の修繕, 大 規模の模様 替若しくは 用途の変更 (以下この 項において 「修繕等」 という。) をする場合 又は確認を 受けた計画 を変更して 建築等をす る場合は, 当該修繕等 又は計画変 更に係る部 分の床面積 の合計 (床 面積の増加 する部分を 除く。)の 2分の1に 床面積の増	(1) 30 平方メ ートル以下の もの	1 件につき	7,000 円
		(2) 30 平方メ ートルを超え 100 平方メ ートル以下の もの	1 件につき	13,000 円
		(3) 100 平方 メートルを超 え 200 平方 メートル以下 のもの	1 件につき	19,000 円
		(4) 200 平方 メートルを超 え 500 平方 メートル以下 のもの	1 件につき	26,000 円
		(5) 500 平方 メートルを超 え 1,000 平 方メートル以 下のもの	1 件につき	46,000 円
		(6) 1,000 平 方メートルを 超え 2,000 平方メートル	1 件につき	65,000 円

	加する部分 を加えた面積とする。)	以下のもの		
		(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	190,000円
		(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	310,000円
		(9) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	600,000円
6 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となる際の当該構造計算適合性判定に係る審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合には当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合には当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必	(1) 1,000平方メートル以下のもの	1件につき （当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合にあっては、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。）	184,000円 （建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、165,000円）
		(2) 1,000平方メートルを	1件につき	208,000円 （大臣認定プ

	要とする部分の床面積の合計とする。)	<p>超え2,000平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>プログラムによるものについては 186,000円)</p> <p>324,000円 (大臣認定プログラムによるものについては 286,000円)</p> <p>405,000円 (大臣認定プログラムによるものについては 355,000円)</p> <p>569,000円 (大臣認定プログラムによるものについては 494,000円)</p>
7 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの		40,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は5,000円、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下「仕様基準」という。)に適合している場合(消費性能基

		準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。)にあっては 20,000 円)
	イ 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	45,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 5,000 円, 仕様基準に適合している場合にあっては 22,000 円)
(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあっては, 当該建築物の住宅部分の床面積の合計のオからエまでに掲げる区分に応じ, 当該区分に定める額を, 当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を, それぞれ合算した額	ア 住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	81,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 11,000 円, 仕様基準に適合している場合にあっては 39,000 円)
	イ 住戸の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	136,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 23,000 円, 仕様基準に適合している場合にあっては 67,000 円)
	ウ 住戸の床面積の合計が 2,000 平方	233,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場

方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	合は 53,000円, 仕様基準に適合している場合にあっては 122,000円)
エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	334,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 95,000円, 仕様基準に適合している場合にあっては 185,000円)
オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	270,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 11,000円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合 (消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。) にあっては 103,000円)
カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00	437,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 31,000円, モデル建築物消費性能

0 平方メートル未満のもの	基準に適合している場合 あつては 173,000 円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	624,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 95,000 円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合あつては 280,000 円)
ク 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	769,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 151,000 円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合あつては 366,000 円)
ケ 非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	909,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 191,000 円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合あつては 440,000 円)
コ 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,037,000 円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は 231,000 円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合あつては 516,000 円)



		計が25,000平方メートル以上のもの	提出がある場合は238,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては517,000円)
8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第11条の規定による第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	14,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては11,000円）
		イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては22,000円）
		ウ 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては56,000円）
		エ 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	89,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては85,000円）

<p>00平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>いる場合にあっては85,000円)</p>
<p>オ 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>110,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては105,000円)</p>
<p>カ 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>136,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては130,000円)</p>
<p>キ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>134,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては51,000円)</p>
<p>ク 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル</p>	<p>217,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては86,000円)</p>

	トル以上 2,000 平方メー トル未満 のもの	円)
ケ	工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が2,000 平方メー トル以 上5,000 平方メ ートル未 満のもの	310,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては 139,000 円)
コ	工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が5,000 平方メ ートル以 上10,000 平方 メートル 未満のも の	381,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては 182,000 円)
サ	工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が10,000 平方 メートル 以上25,000 平方メー トル未満の もの	451,000 円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては 219,000 円)

	シ	工場等 以外の部 分の床面 積の合計 が25,0 00平方 メートル 以上のも の	514,000円 (モデル建築 物消費性能基 準に適合して いる場合に あっては256,00 0円)
--	---	---	--

備考

- 1 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
  - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画）について技術審査機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以下同じ。）が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
  - (2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5（当該建築物が法施行の際現に存する場合にあっては等級4を含む。）に適合していることを示すものに限る。）を交付された場合にあっては、当該評価書の写し
- 2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。
  - (1) 法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを技術審査機関が示す書類
  - (2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を交付された場合にあっては、当該認定通知書の写し
  - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条に基づく低炭素認定通知書が交付された場合にあっては、当該認定通知書の写し
  - (4) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5（当該建築物が法施行の際現に存する場合にあっては等級3を含む。）に適合していることを示すものに限る。）が交付された場合にあっては、当該評価書の写し

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適合義務，届出等の規制措置に関する規定の施行等に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。